

新型コロナウイルス対策 訪問福祉理容・ガイドライン10か条

全国理容連合会

1. マスクにあわせてフェイスガードを着用する。
2. エタノールおよび消毒液を持参し、手指等を客毎に消毒する。
3. 換気を十分に行い、風通しをよくする。
4. 理容師は訪問前に体温の確認を行うとともに、お客さまにも施術前に体温の確認を行う。
5. 会話は最小限にする。
6. 施設等における理容は、対人間隔を確保（最低1メートル、できれば2メートル）して、密集しないように予約順番制など調整する。
7. 脱いだ後のマスクやゴミ等はビニール袋に入れて密閉する。
8. 使用する器具は洗浄して、消毒用エタノールをはじめ理容師法施行規則に基づく消毒をする。
9. タオルや布片は、蒸気消毒や塩素水溶液に浸すなど理容師法施行規則に基づく消毒をする。
10. 訪問前に施設長もしくは世帯の代表者と十分に打合せを行い、感染防止に万全を尽くす。

※令和2年度「理容ボランティアの日」
実施につきましても、安心・安全
に万全をお願いします。

